

資料3 小浜市特定健診等実施計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職名等
被保険者 代表	松井 勇於	国保被保険者
	成瀬 りえ子	国保被保険者
	杉谷 しげよ	国保被保険者
保険医・ 薬剤師 代表	大下 治夫	大下第三歯科医院
	吉田 治義	杉田玄白記念公立小浜病院院長
	◎新谷 健	しんたに医院
公益 代表	中野 敦夫	小浜商工会議所事務局長
	高鳥 篤子	若狭農業協同組合小浜地区女性部地区長
	○木下 景子	小浜市社会福祉協議会理事
被用者保険等 代表	高村 邦裕	福邦銀行健保組合常務理事
	本山 義彦	全国健康保険協議会福井支部業務部長

(敬称略 順不同)

◎：委員長 ○：副委員長

委員は、小浜市国民健康保険運営協議会委員をもってあてる（小浜市特定健診等実施計画策定委員会設置要綱第3条）

定数 11名（小浜市国民健康保険条例第2条・国民健康保険施行令第4条）

資料4 小浜市特定健診等実施計画策定委員会開催状況

回数	開催年月日	内容
第1回	平成24年8月24日	・計画の位置づけや骨子について ・計画策定スケジュールについて
第2回	平成25年1月30日	・第2期小浜市特定健診等実施計画（素案）について
第3回	平成25年2月13日	・第2期小浜市特定健診等実施計画（最終案）について

資料5 小浜市特定健診等実施計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、小浜市における特定健診等実施計画策定にあたり、小浜市特定健診等実施計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定
  - (2) 計画の評価見直し
  - (3) その他必要な業務
- （委員等）

第3条 策定委員会に、前条の事項を策定する委員を置く。

2 委員は、小浜市国民健康保険運営協議会委員をもってあてる。

(策定委員会等)

第4条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は策定委員会を代表し、会務を把握し、策定委員会の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、または欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は原則公開とする。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、小浜市民生部市民課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。